

社会保険ひろしま

第860号

- 「算定基礎届」ご提出時の留意点
- 令和2年5月の連休にかかる留意点
- 電子申請の義務化が始まります
- 令和2年度 健診のご案内
～年に一度は、必ず健診を受けましょう！～
- 各種申請書に関するお願い事項

4
2020
令和2年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和2年2月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		55,157	54,576
船舶所有者数		273	344
被保険者数	男性	514,052人	390,661人
	女性	313,230人	262,278人
	船員	3,228人	3,307人

日本年金機構からのお知らせ

「算定基礎届」ご提出時の留意点

「算定基礎届」は、毎年7月に厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。「算定基礎届」のご提出時、**赤字部分の「支払基礎日数」**は、記載誤りが多い項目の一つです。（支払基礎日数とは、その報酬の支払対象となった日数のことを指します。）

15		健保 太郎		5-550527		令和2年9月	
勤 380	厚 380	R1年9月	1. 月給	2. 月給	3. 月給	4. 月給	5. 月給
4	31	395,000	0	395,000	1,200,000		
5	30	405,000	0	405,000	400,000		
6	31	400,000	0	400,000			

※月給者で給与支払いが20日締・当月25日払の記入例となります。

- 対象者が「月給者」と「時給者・日給者」で、日数の考え方が異なります。
 - ・月給者の場合…各月の**暦日数**となります。
 （ただし、月給者で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合は、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から**当該欠勤日数を控除した日数**となります。）
 - ・時給者・日給者の場合…各月の**実際の出勤日数**となります。
- 「日本年金機構からのお知らせ 令和2年5月号」において引き続き「算定基礎届」にかかるお知らせを掲載いたしますので、ご確認くださいようお願いいたします。

令和2年5月の連休にかかる留意点

- 例年、5月の連休の前後は、年金事務所窓口の混雑や、各種届書の提出が集中します。迅速な対応に努めるものの、以下の点でご迷惑をおかけする可能性があります。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
- ① 連休前に受け付けた届書は、健康保険被保険者証の到着までに日数を要することがあります。
 - ② 届書を提出いただく時期によっては、翌月の保険料告知額に反映できず、翌々月の反映となる場合があります。
 - ③ 保険料を口座振替により納付されている場合、令和2年3月分の保険料の振り替えは4月30日になります。領収結果は5月にお知らせいたしますが、一部金融機関分について6月になる場合があります。

電子申請の義務化が始まります

- 特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。
 - ・特定の法人とは：資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社
 - ・一部の手続きとは：算定基礎届、月額変更届、賞与支払届
 - ・適用時期：2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から
- 電子申請には、無料で取得できる「G Biz ID」と「届書作成プログラム」を利用した申請が簡単で便利です。
 - ※「G Biz ID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。詳細は <https://gbiz-id.go.jp> をご参照ください。
 - ※「届書作成プログラム」とは、届書を簡単に作成・申請できるプログラムです。日本年金機構のホームページから無料でダウンロードすることができます。
- 事業主等が電子申請する際に、電子添付することができる添付書類の種類を大幅に拡大しました。令和2年3月より、住民票等も電子添付が可能となりました。
 - 詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

令和2年度 健診のご案内 ～年に1度、必ず健診を受けましょう!～

協会けんぽでは、ご本人様(被保険者)を対象とした「①生活習慣病予防健診」及び、ご家族様(被扶養者)を対象とした「②特定健診」をご用意しております。

おひとり様につき年度内(令和2年4月～令和3年3月)に1回限り、協会けんぽが健診費用の補助をいたしますので、ぜひ受診ください。

1 ご本人様(被保険者)の健診～生活習慣病予防健診～

対象 **35歳から74歳までのご本人様(被保険者)**

健診案内 3月下旬から4月上旬にかけて、生活習慣病予防健診対象者一覧とパンフレットを事業主様へ送付

- メリット**
- ① 事業者健診(労働安全衛生法による定期健診)としてご利用いただけます。
 - ② 健診費用の約6割を協会けんぽが補助し、加入者の皆様の負担額は最高でも7,169円となります。
※健診機関により負担額は異なります。
 - ③ がん検診(肺・胃・大腸)が健診項目に含まれています。
※女性の場合は2年に1度(偶数年齢時)、乳がん、子宮頸がん検診も補助をいたします。

- ご留意点**
- ① 令和2年度受診分より、協会けんぽへの申し込みは不要です。健診機関へのみご予約ください。
 - ② 健診ご予約の際は、「協会けんぽの生活習慣病予防健診」を利用する旨をお伝えください。
 - ③ 健診日が近づいても、問診票等のご案内が届かない場合は、健診機関へお問い合わせください。

2 ご家族様(被扶養者)の健診～特定健診～

対象 **40歳から74歳までのご家族様(被扶養者)**

※健診機関によっては、お住まいの市町村のがん検診を同時に受診できます。

健診案内 4月上旬に受診券とパンフレットをご自宅へ送付

- 事業所のご担当者様へのお願い**
- ① ご家族様が健診機関に直接ご予約いただき、保険証と受診券をご持参のうえ受診いただきますよう、従業員様を通じてご周知のほどよろしくお願いいたします。
 - ② 住所変更等により、お届けできなかった受診券は、事業所様宛に送付いたします。従業員様を通じて、ご家族様のお手元に届くようご協力をお願いします。



健診後は特定保健指導(無料)を利用しましょう

協会けんぽでは、健診の結果、メタボリックシンドロームの「予備群」、もしくは「該当」と判断された方に、「特定保健指導」のご案内をしております。

- ① 生活習慣病予防健診を受診されたご本人様
→ 特定保健指導の対象になった場合、ご案内を事業所へ送付いたします。対象の従業員様へご案内をお渡しいただき、特定保健指導を受けるようお声かけをお願いします。
- ② 特定健診を受診されたご家族様
→ 特定保健指導の利用券を対象のご家族様へ直接お送りいたします。



保健指導までの流れ

健診を受診する

特定保健指導のご案内が届く

特定保健指導を受ける

3～6か月間、生活習慣改善のフォローを受ける

各種申請書に関するお願い事項

申請書の返戻について

ご提出いただきました現金給付に関する申請書(傷病手当金・出産手当金等)につきまして、**不備等でお返しする場合は、事業所から申請があった場合でも、原則被保険者様へ送付いたします。**

事業所へ申請書の返戻を希望される場合は、以下のお手続きをお願いいたします。

＜事業所へ申請書の返戻を希望する場合＞

- ① 事業所へ返戻を希望する旨を申請書の余白にご記入ください。
- ② 送付希望先の郵便番号・住所・社名をご記入ください。



申請書等の郵送について

健康保険の給付や、退職後の任意継続制度など、**協会けんぽで受付している申請書等はすべて郵送でご提出が可能です。**

窓口の混雑状況によりお客様に長くお待ちいただく場合がございますので、申請はぜひ郵送をご利用ください。

- 各種申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロードできます。
- また、各種申請書はお電話でのお取り寄せも可能ですので、協会けんぽへご連絡ください。
- 記入方法等ご不明の場合は、お気軽にお問い合わせください。



登録無料!メールマガジンの登録を募集しています

毎月1回お得な健康情報やニュース、ホットなイベント情報をお知らせします。

メールマガジンの登録をぜひお願いいたします!

登録を希望される方は、協会けんぽのホームページ、または下の二次元コード(個人登録)よりご登録ください。

ホームページ **協会けんぽ広島支部 ▶ メールマガジン ▶ 新規登録(広島支部のメールマガジン配信)**

★配信内容は以下のとおりです!

- 健康保険制度の改正
- 健康保険料率の改定
- 健康づくりに役立つイベントや研修会の案内
- 健康だより(季節の健康情報や健康レシピ) など



お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

保険証 保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。

申請書の郵送にご協力ください。